

遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ

1 概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の間で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停を利用することができます。調停は、相続人のうちの1人又は何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、双方から事情を聴きどのように遺産を分割するか話し合いを進めます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して審判をすることになります。

2 申立人

共同相続人、包括受遺者、相続分譲受人、遺言執行者（包括遺贈の場合）

3 申立先

【調停の場合】

相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

相手方の住所が愛媛県内の松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡内子町（ただし旧上浮穴郡小田町部分に限る。）の場合は松山家庭裁判所が「相手方の住所地の裁判所」となります。

【審判の場合】

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

(1) 被相続人1人につき収入印紙1200円分

(2) 郵便切手

調停の場合 180円×相続人数×1枚、110円×相続人数×6枚、 50円×相続人数×4枚、
20円×相続人数×4枚、 10円×相続人数×4枚、 5円×相続人数×4枚

審判の場合 500円×相続人数×2枚、180円×相続人数×1枚、110円×相続人数×10枚、
50円×相続人数×5枚、 20円×相続人数×5枚、 10円×相続人数×5枚、
5円×相続人数×5枚

収入印紙と切手は、当裁判所内では販売していませんので、郵便局などで購入してください。

5 申立てに必要な書類等

(1) 申立書1通、申立書の写し（相手方の人数分）

→ 申立書の写しは、法律の定めるところにより、相手方に送付しますので、相手方の人数分＋申立人用の控えを作成してください。

(2) 事情説明書、現住所及び送達場所等の届出書、進行に関する照会回答書 各1通

(3) 戸籍関係

【共通】

- ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ② 相続人全員の戸籍謄本（3か月以内に発行されたもの）
- ③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 相続人全員の住民票又は戸籍附票（3か月以内に発行されたもの）

【相続人が被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）の場合】

- ⑤ 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限ります（例：相続人が祖母の場合の父母と祖父））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）の場合】

- ⑤ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ⑥ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ⑦ 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ⑧ 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいる場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 上記のほかに、さらに戸籍謄本等が必要な場合もあります。

戸籍謄本の返還を求める方は、コピーと原本をお持ちください。松山家庭裁判所では、照合のうえコピーを受領し、原本はお返しします。他の裁判所については、直接電話等でお問い合わせください。

(4) 遺産に関する証明書

- ア 不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書（3か月以内のもの）
- イ 預貯金の残高証明書又は通帳写しなど

6 調停手続に必要な資料

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

7 非開示を希望する資料の提出方法及び資料の閲覧謄写について

別添の「非開示を希望する資料の提出、情報の秘匿を希望する旨の申出方法及び資料の閲覧謄写について」をご覧ください。

8 進め方について

調停や審判は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。また、原則として、各調停期日の開始時や終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。詳しくは別添のQ&Aをご覧ください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印	☐ 調停		申立書
	☐ 審判		
	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)		
収入印紙	円	(貼った印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手	円		

家庭裁判所 御中	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
令和 年 月 日		

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
	☐ 戸籍(除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 通 ☐ 住民票又は戸籍附票 合計 通 ☐ 不動産登記事項証明書 合計 通 ☐ 固定資産評価証明書 合計 通 ☐ 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通 ☐ 有価証券写し 合計 通 ☐	

当事者	別紙当事者目録記載のとおり		
被相続人	最後の住所	都 道 府 県	
	フリガナ氏名		平成 年 月 日死亡 令和

申 立 て の 趣 旨	
☐ 被相続人の遺産の全部の分割の(☐ 調停/ ☐ 審判)を求める。	
☐ 被相続人の遺産のうち、別紙遺産目録記載の次の遺産の分割の(☐ 調停/ ☐ 審判)を求める。※1	
【土地】 【建物】	
【現金、預・貯金、株式等】	

申 立 て の 理 由	
遺産の種類及び内容	別紙遺産目録記載のとおり
特別受益※2	☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
事前の遺産の一部分割※3	☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
事前の預貯金債権の行使※4	☐ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
申立ての動機	☐ 分割の方法が決まらない。 ☐ 相続人の資格に争いがある。 ☐ 遺産の範囲に争いがある。 ☐ その他 (.....)

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。
※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。
※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。
※3 この申立てまでにした被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。
※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録【現金、預・貯金、株式等】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。

当事者目録

□ 申 立 人	□ 相 手 方	住 所	〒 ー (方)		
		フリガナ	大正 年 月 日 生		
		氏 名	平成 (歳)		
		被相続人との続柄			
□ 申 立 人	□ 相 手 方	住 所	〒 ー (方)		
		フリガナ	大正 年 月 日 生		
		氏 名	平成 (歳)		
		被相続人との続柄			
□ 申 立 人	□ 相 手 方	住 所	〒 ー (方)		
		フリガナ	大正 年 月 日 生		
		氏 名	平成 (歳)		
		被相続人との続柄			
□ 申 立 人	□ 相 手 方	住 所	〒 ー (方)		
		フリガナ	大正 年 月 日 生		
		氏 名	平成 (歳)		
		被相続人との続柄			
□ 申 立 人	□ 相 手 方	住 所	〒 ー (方)		
		フリガナ	大正 年 月 日 生		
		氏 名	平成 (歳)		
		被相続人との続柄			

(注) □の部分は該当するものにチェックしてください。

遺產(/)

遺産目録（☐特別受益目録、☐分割済み遺産目録）

R / / 作成

【A 不動産】

※登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税評価証明書）のとおりに記載してください。また、登記事項証明書の右肩には「A1」などと番号を付記してください（これと異なる書証番号を付したときは、備考欄に記載してください）

番号	所在	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地積(㎡) 床面積	(持分)	持分×R__固定資 産税評価額(円)	備考 (受益者/取得者)
例	土地 建物 松山市〇〇町	〇番	宅地	100.00		5,000,000	番号2の建物の敷地
例	土地 建物 松山市〇〇町〇番	〇番〇	居宅 木造瓦葺	1階 70.25 2階 25.00	1/2	1,500,000	申立人が居住
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
	土地・建物						
					A合計		

遺産 (/)

遺産目録（☐特別受益目録、☐分割済み遺産目録）

R / / 作成

【B 預貯金、現金等】※その他の財産は、B（又はC）に記載してください。

[illegible]

遺産 (/)

遺産目録（☐特別受益目録、☐分割済み遺産目録）

R / / 作成

【C 株式等】

番号	品目（銘柄、取扱金融機関等）	数量	現在単価(円)	現在評価額(円)	書証番号
例	株式・〇〇商事	100	567	56,700	甲4
例	[投資信託]〇〇・〇〇銀行・口座番号〇〇〇〇	4,000,000	1	4,000,000	甲5
			C合計		
			A～C総合計		

遺産 (/)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当 事 者 目 録

☐ ☐ 申 立 人 方	住 所	〒 ー (方)		
	フリガナ	大正 年 月 日 生		
	氏 名	昭和 平成 令和 (歳)		
	被相続人との続柄			
☐ ☐ 申 立 人 方	住 所	〒 ー (方)		
	フリガナ	大正 年 月 日 生		
	氏 名	昭和 平成 令和 (歳)		
	被相続人との続柄			
☐ ☐ 申 立 人 方	住 所	〒 ー (方)		
	フリガナ	大正 年 月 日 生		
	氏 名	昭和 平成 令和 (歳)		
	被相続人との続柄			
☐ ☐ 申 立 人 方	住 所	〒 ー (方)		
	フリガナ	大正 年 月 日 生		
	氏 名	昭和 平成 令和 (歳)		
	被相続人との続柄			
☐ ☐ 申 立 人 方	住 所	〒 ー (方)		
	フリガナ	大正 年 月 日 生		
	氏 名	昭和 平成 令和 (歳)		
	被相続人との続柄			

(注) □の部分は該当するものにチェックしてください。

○ 遺産分割審判・調停申立書 記入例

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		☒ 調停 ☐ 審判		遺産分割 申立書	
申立書を提出する裁判所		(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)			
作成年月日		印紙			
収入印紙 円		(貼った印紙に押印しないでください。)			
予納郵便切手 円					

令和 〇 年 〇 月 〇 日		家庭裁判所 御中		申立人 (又は法定代理人など) の記名押印		乙 野 春 子		印	
----------------	--	----------	--	-----------------------	--	---------	--	---	--

添付書類		(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)						進口頭	
☒ 戸籍 (除籍・改製原戸籍) 謄本 (全部事項証明書) 合計 〇 通		☒ 住民票又は戸籍附票 合計 〇 通						☒ 不動産登記事項証明書 合計 〇 通	
☒ 固定資産評価証明書 合計 〇 通		☒ 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 〇 通							
☒ 有価証券写し 合計 〇 通		☐							

当事者		別紙当事者目録記載のとおり					
被相続人	最後の住所	都 道 〇〇 府 (県) 〇〇市〇〇町〇番〇号					
	フリガナ氏名	コウヤマ タ ロ ウ 甲 山 太 郎				平成 〇 年 〇 月 〇 日死亡 (令和)	

申 立 て の 趣 旨	
☒ 被相続人の遺産の全部の分割の (☒ 調停 / ☐ 審判) を求める。	
☐ 被相続人の遺産のうち、別紙遺産目録記載の次の遺産の分割の (☐ 調停 / ☐ 審判) を求める。 ※1	
【土地】 【建物】	
【現金、預・貯金、株式等】	

申 立 て の 理 由	
遺産の種類及び内容	別紙遺産目録記載のとおり
特別受益 ※2	☒ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
事前の遺産の一分割 ※3	☒ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
事前の預貯金債権の行使 ※4	☒ 有 / ☐ 無 / ☐ 不明
申 立 て の 動 機	☒ 分割の方法が決まらない。 ☐ 相続人の資格に争いがある。 ☐ 遺産の範囲に争いがある。 ☐ その他 (.....)

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。
※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。
※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合に、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。
※3 この申立てまでに被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。
※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合に、遺産目録【現金、預・貯金、株式等】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。

○ 当事者目録 記入例

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当事者目録

☒	☐	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇アパート〇号
☒	☐	フリガナ	オ ッ ノ ハ ル コ
		氏 名	乙 野 春 子
☒	☐	被相続人との続柄	長 女
		大正 昭和 平成 令和	〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)
☐	☒	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
☐	☒	フリガナ	コ ウ ヤ マ ハ ナ コ
		氏 名	甲 山 花 子
☐	☒	被相続人との続柄	妻
		大正 昭和 平成 令和	〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)
☐	☒	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
☐	☒	フリガナ	コ ウ ヤ マ ナ ツ オ
		氏 名	甲 山 夏 夫
☐	☒	被相続人との続柄	長 男
		大正 昭和 平成 令和	〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)

申立人と相手方（申立人以外の共同相続人全員）の区別を明らかにした上で該当する者全員を記入してください。

裁判所から連絡をとれるように正確に記入してください。
ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

○ 特別受益目録 記入例

被相続人から生前に贈与を受けているなど、特別な利益を得ている者がいる場合には、遺産目録のほかに、「特別受益目録」を作成してください。

遺産目録 (☒ 特別受益目録、 ☐ 分割済み遺産目録)

【C 株式等】

番号	品目 (銘柄、取扱金融機関等)	数量	現在単価(円)	現在評価額(円)	書証番号
1	相手方 甲山夏夫 平成〇年〇月頃の自宅購入資金			5,000,000	

生前贈与等を受けた相続人の氏名を記載してください。

生前贈与等の内容を端的に記載してください。

○ 分割済み遺産目録 記入例

この申立てまでに、被相続人の遺産の一部を分割している場合には、遺産目録のほかに、「分割済み遺産目録」を作成してください。

遺産目録 (☐ 特別受益目録、 ☒ 分割済み遺産目録)

【A 不動産】 ※登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税評価証明書）のとおりに記載してください。また、登記事項証明書の右肩には「A1」などと番号を付記してください（これと異なる書証番号を付したときは、備考欄に記載してください）

番号	所在	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地積(㎡) 床面積	(持分)	持分×R 6 固定資 産税評価額(円)	備考 (受益者/取得者)
1	土地 建物 (区分所有建物) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇ハイツ	101	居宅・ 鉄筋コンク リート造 1 階建	1 階部分 65.00		8,750,000	相手方甲山花 子

遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

事情説明書（遺産分割）

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。該当する番号を○で囲んだ上、必要事項を記入してください。なお、分からない箇所は記入しなくてもかまいません。この書類は、相手方に送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

第1 相続人の中で、協議が成立しない主な理由は何ですか。

1 相続人に判断能力のない方又は行方不明の方がいる。その人は次のとおりです。

2 遺産の範囲に争いがある。

(1) 争いになっている物（金銭、不動産等）は何ですか。

(2) 対立している人は、誰と誰ですか。

3 遺産目録の遺産以外にも遺産があるという場合

(1) そう言っている人は誰ですか。

(2) その遺産は何ですか。

4 遺産の取得に関し、意見の対立がある。

(1) 法律で定められた相続分を超える割合を主張する人がいる。

ア その人は誰ですか。

イ その理由は何ですか。

5 遺産目録の遺産の中で、複数の取得希望者がいる場合

(1) その遺産は何ですか。

(2) 誰と誰がその遺産の取得を希望していますか。

6 相続人の中で感情的な対立がある。対立当事者は次のとおりです。

第2 相続人の中で意見を同じにする人がいますか。

1 いない。 2 いる。 → 次のとおりです。 ()

第3 相続人の中に病気等で調停に出席できそうにない人がいますか。

1 いない。 2 いる。下に記入してください。また理由を次の番号で答えてください。

(1 遠方に居住、2 感情的になっている、3 病気等、4 相続分を譲渡・放棄予定)

(1) 氏名 _____ 理由番号 _____

(2) 氏名 _____ 理由番号 _____

(3) 氏名 _____ 理由番号 _____

(4) 氏名 _____ 理由番号 _____

第4 裁判所に希望することがあれば御記入ください。

令和 年 月 日

記入者 _____ 印

現住所及び送達場所等の届出書

令和 年 月 日

申立人 氏名： _____ 印

私の現住所及び送達場所等は次のとおりです。

1 現住所【現実に生活の本拠としているところを記載する。】

☐ 申立書記載の住所のとおり

☐ 下記の場所（A）

〒 _____

_____ 都・道・府・県 _____ 市

_____（ _____ 様方）

上記の現住所は、住民登録を ☐ 行っている。 ☐ 行っていない。

上記の現住所を、裁判所が作成する審判書や調書に記載することに

☐ 支障がない。 ☐ 支障がある。 → ※支障がある場合に記載する。

審判書や調停調書に記載されることを希望する場所

〒 _____

_____ 都・道・府・県 _____ 市

_____（ _____ 様方）

あなたと上記住所との関係：☐ 住民票上の住所 ☐ 実家

※住民票上の住所（従前の住民票上の住所を含む。）を記載しない場合、執行段階で不利益を受けることがありますので、ご注意ください。

2 送達場所【裁判所からの郵便物を受け取るのに便利な場所】

※送達場所の届出以降は、その場所に郵便物を送ることになり、書類を現実に受領しなくても、届いたものと取り扱われ、その後の手続が進行することがありますので、ご注意ください。

☐ 上記1の現住所

☐ 下記の場所（B）

〒 _____

_____ 都・道・府・県 _____ 市

_____（様方・会社名 _____）

あなたと送達場所との関係：☐ 就業場所（勤務先） ☐ 実家 ☐ その他 _____

送達受取人（実家・その他の場合）（C）： _____

あなたと送達受取人との関係：☐ 実父 ☐ 実母 その他 _____

※あなたが実際には住んでいない場所を送達場所として指定する場合には、「送達受取人」を記載してください。

上記記載のうち、他方当事者に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報がありますか。

☐ ありません。 → 記載終了です。

☐ あります。 → 下記の非開示希望の申出書に記載してください。

非開示希望の申出書

上記届出の（☐ A ☐ B ☐ C）については、他方当事者に非開示とすることを希望します。

非開示を希望する理由（具体的に記載してください。）

この書面は、調停を進めるための参考にするもので、裁判所の記録としては取扱いません。また、他方当事者にも開示することはありません。あてはまる事項にチェックをつけ（複数可）、空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

1 あなたの連絡先を書いてください。	平日午前8時30分から午後5時頃までに連絡のとれる番号を書いてください。 ☐ 携帯（ — — ） ☐ 自宅（ — — ） ☐ 裁判所と名乗らず、担当者個人名を使用してほしい。 ☐ _____（ — — ） ☐ 裁判所と名乗らず、担当者個人名を使用してほしい。 希望時間帯があれば書いてください（平日午前8時30分から午後5時頃まで）。 ☐ 午前 時 分頃～ 時 分頃 ☐ 午後 時 分頃～ 時 分頃	
2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	☐ 応じると思う。 ☐ 応じないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
3 相手方の電話連絡先が分かれば記入してください。	☐ 携帯（ — — ） ☐ 自宅（ — — ） ☐ その他（ — — ）(場所)	
4 調停での話し合いは円滑に進められると思いますか。	☐ 進められると思う。 ☐ 進められないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
5 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	☐ 伝えた。 ☐ 伝えていない。 ☐ すぐ知らせる。 ☐ 自分からは知らせるつもりはない。 ☐ 自分からは知らせにくい。	
6 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。 ☐ ない(軽微な場合を含む。)	1 相手方の暴力等について ☐ ある。(下記に具体的内容を書いてください。) 内容 ☐ 大声で怒鳴る・暴言をはく ☐ 殴る・蹴る ☐ 凶器を持ち出す ☐ 時期 ☐ 平成・令和 年 月頃から 平成・令和 年 月頃まで 頻度 ☐ ほぼ毎日 ☐ 週に 日程度 ☐ 月に 日程度 怪我の程度() ☐ 入院・通院歴あり) 配偶者暴力に関する保護命令の申立予定 ☐ 申立予定 ☐ 予定なし ☐ 申立済み ※ 既に保護命令が出ていれば、保護命令書の写しを提出してください。 2 裁判所での調停時の申立人の対応について ☐ 暴力をふるう心配はない。 ☐ 相手方と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。 ☐ 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 ☐ 刃物等を持ってくるおそれがある。 ☐ その他()	
7 調停期日に差し支える曜日等があれば書いてください。	申立人の差し支え曜日 ☐ 月 (AM・PM) ☐ 火 (AM・PM) ☐ 水 (AM・PM) ☐ 木 (AM・PM) ☐ 金 (AM・PM) → 1か月程度先で、すでに都合が悪いことが分かっている日 (月 日)、(月 日)、(月 日)、(月 日)	
※ 調停は平日の午前または午後に行われます。	相手方の差し支え曜日 曜日 午前・午後 (理由) (※分からなければ記載しなくてもかまいません。)	
8 裁判所に配慮を求めることがありますか。 ☐ 特にない	☐ 電話やウェブでの参加を希望する。(☐ 電話 ☐ ウェブ) ※必ずしも希望通りになるとは限りません。 ☐ 次のものを利用したい。 ☐ 車椅子 ☐ ベビーカー ☐ 拡大鏡・老眼鏡 ☐ 補聴器 ☐ 筆談用具 ☐ ☐ 乳児を連れて行く。(☐ 授乳室が必要である。) ☐ その他: 下記に記入してください。	

非開示を希望する資料の提出、情報の秘匿を希望する旨の申出方法及び
資料の閲覧謄写について (第二事項)

1 非開示を希望する資料の提出及び情報の秘匿を希望する旨の申出方法について

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

※ 非開示等の希望に関する申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

(3) 調停が不成立で終了し、審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された資料等のうち、裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は、原則、閲覧・謄写（コピー）の申請があれば許可されることになります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

住所 XXXXXXXXXX
氏名 裁判 太郎

【提出方法】
知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

2 資料の閲覧・謄写（コピー）について

非開示の希望に関する申出書

(この申出に関わらず、当事者以外の第三者には原則として公開されません。)

以下の項目を確認して、必要があるときのみ提出してください。

非開示を希望する書面をステープラー(ホチキスなど)で留めてください。

- 1 その情報は必要ですか。(まずは、相手に伝えてもよい情報のみを記載してください。あなたが作成したものではない書面の場合、必要ない部分は、マスキングして提出しましょう。)

収入額は隠せません!

～マスキング(黒塗り)の具体的方法～

- ・該当部分を黒ペン等で塗りつぶしてコピーする。
- ・該当部分に下の文字が透けないテープ等を貼りつけてからコピーする。
- ※ 該当部分が透けて見えていないか十分に確認してください。

- 2 その情報を相手に知られることで、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがありますか。
(単に隠したいという気持ちだけでは隠せません。)

- 3 この書面と非開示を希望する書面をステープラー(ホチキスなど)で留めてください。添付されていない場合、非開示の希望があるものとは扱われません。

- 4 非開示を希望しても、裁判官の判断により他方当事者に開示される場合があります。裁判官は下記理由を参考に判断しますので必ず具体的に書いてください。

上記1から4を確認の上、別添書面のうち次の部分については、他方当事者に非開示とする(見せない)ことを希望します。

☐全部 ☐一部 (☐ マーカー等で色付けした部分 ☐ _____)
非開示を希望する理由 (必ず具体的に書いてください。)

令和____年____月____日 氏名_____ 印

※ 裁判所へ提出する書面に、相手に知られることであなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれのある情報が含まれる場合、その書面ごとに毎回必ずこの書面を提出してください。

Q 1 被相続人の債務の負担者などについても、家庭裁判所で話し合うことができるのですか？

被相続人の債務（借金等）は、法律上相続開始によって法定相続分に応じて当然に分割されますので、原則として、遺産分割の対象にはならないと考えられています（なお、調停において、特定の相続人が債務を相続する旨の合意が成立したとしても、あくまで相続人間の内部関係を決めたに過ぎず、その内容を債権者に主張できるわけではありません。）。

Q 2 長男が私に隠している遺産があるようなのですが、家庭裁判所に申立てをすれば調べてもらえるのですか？

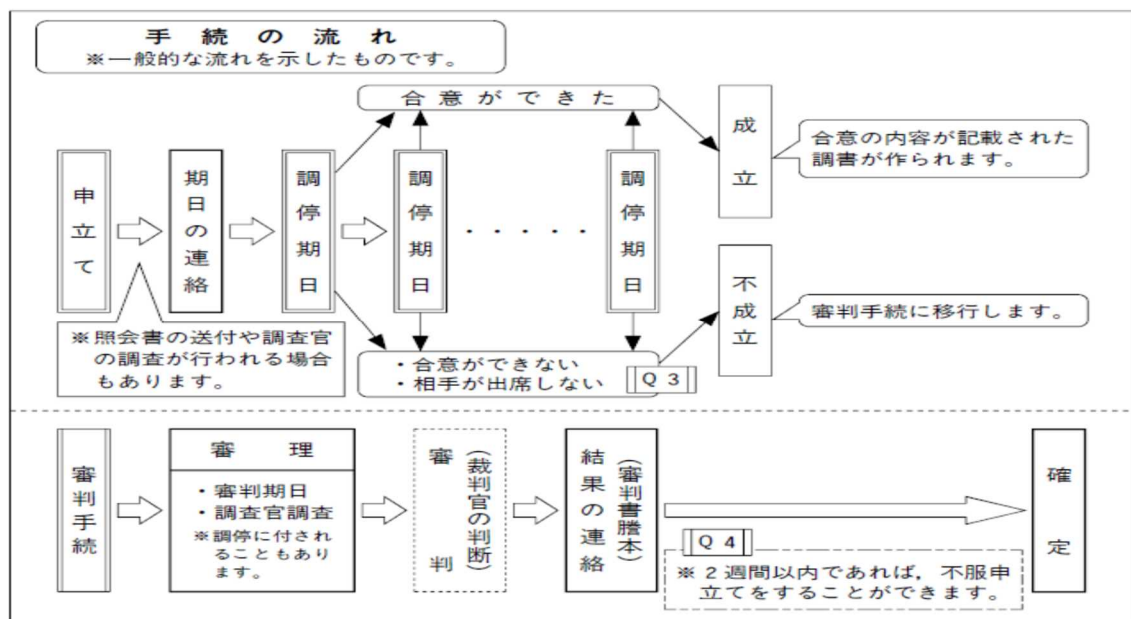
家庭裁判所の遺産分割手続は、遺産を探し出すことを目的とした手続ではありません。もちろん、調停のときなど、相続人に対して、遺産の範囲や内容について意見を聴き、必要な資料の提出を促すことはありますが、ほかにも遺産があると考える場合には、原則として、自らその裏付けとなる資料を提出することが求められます。

Q 3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

Q 4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。



提出書類について

松山家庭裁判所

個人番号（マイナンバー）の**記載のない**書類を提出してください！

家庭裁判所では個人番号（マイナンバー）を必要としません。

個人番号（マイナンバー）の記載のない書類（住民票、源泉徴収票など）
をご提出ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と言います。）施行により、住民票、源泉徴収票、確定申告書などに個人番号（以下「マイナンバー」と言います。）が記載されたものが発行されることがあります。

家庭裁判所では、手続の関係で番号法に基づくマイナンバーが必要になることは原則としてありません。また、マイナンバーによって当事者を検索したり、本人を特定することも一切ありません。

住民票、源泉徴収票、確定申告書などをご提出されるときは、マイナンバーの記載のないものをご提出ください。